

第  
4604  
号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 11月 5日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 税務調査の事前通知

**Q**：税務調査の手続きが改正され、事前通知の方法が変わるとか。どのようになるのですか？

**A**：原則として納税義務者及び税務代理人の双方に事前通知がなされます。

### 【解説】

平成23年12月に国税通則法が改正され、税務調査の手続きが法令で明確にされました。

実地調査をする場合の事前通知については、原則として、納税義務者と税務代理人の双方に電話等により、実地調査を行う旨、調査を開始する日時・場所や調査の対象となる税目・課税期間、調査の目的などを連絡されることとなっています。

また、調査開始時に複数の調査担当者が臨場する場合には、事前通知に際し、調査担当者を代表する者の氏名・所属官署に加え、臨場予定人数も併せて連絡されることとなっています。

調査の際には、調査の目的は事前に通知されますが、実地調査を行う理由については、事前通知されることはありません。

なお、調査の対象となる税目・課税期間の事前通知事項の詳細は、税理士を通じて聞くことにしたいという場合には、調査担当者が事前通知をした際にその旨を伝えれば、税理士が詳細を代理して聞くことになります。

